

2020.4.17 更新

2020.4.20 更新

新型コロナウイルス感染拡大に伴う普通乗車券や特急券の取扱い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年4月7日に緊急事態宣言が発出され、4月16日には全都道府県に対象が拡大されました。

このため、ご旅行を見合わせる場合、以下の条件すべてに該当されるお客様は、特例により後日のお申し出であっても有効期間内にお申し出があったとみなして、弊社の規定により計算した額を無手数料で払いもどしいたします。

●払戻し条件

- ① 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする払いもどし
- ② 4月17日以前に購入したきっぷ
- ③ 緊急事態措置期間（解除された日も含む。）を有効期間に含むきっぷ

●対象となるきっぷ

普通乗車券、回数乗車券、団体乗車券、特急券（インターネットで購入された特急券を除く）、企画乗車券

●取扱期間および場所

2020年4月8日から当分の間、駅の発売窓口にて取り扱います。

インターネットで購入した特急券の払戻しについて

お客様自身で返金手続きを行いますと、所定の手数料が発生いたしますので、事前にインターネット会員デスクにご連絡いただくか、特急券窓口にお申し出ください。

※発車時間後の返金はできません。

インターネット会員デスク 050-3536-3099（9:00～19:00／年中無休）